

京都市告示第 282 号

土壤汚染対策法第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成 27 年 7 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

1 土地の所在地

京都市南区吉祥院石原東之口 3 番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ひ
砒素及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第 230 号

土壤汚染対策法第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 31 日付け京都市告示第 282 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

平成 28 年 7 月 13 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 一部の指定を解除する区域
京都市南区吉祥院石原東之口 3 番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)

形質変更時要届出区域

(砒素及びその化合物の土壤溶出量基準超過)

